

○厚生労働省告示第三百四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九  
第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十二号）  
第三条第二項の規定により、住所を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定  
に基づき公示する。

平成三十年十月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

登録講習機関 の氏名又は名 称	変更前の住所	変更後の住所	変更の日
公益財団法人 総合健康推進 財団	東京都千代田区内神田三丁目三 番四号	東京都千代田区内神田二丁目七 番六号	平成三十 年二月十 五日
公益財団法人 医療機器セン ター	東京都文京区本郷三丁目四十二 番六号	東京都文京区本郷一丁目二十八 番三十四号	平成三十 年七月九 日